

ステージD 学び・知る権利は、いま

□ 総括報告

1 社会教育のめざすもの

——民主主義の土台である「学び・知る権利」の保障——

社会教育の目的は、主に青少年及び成人に対して、教育基本法の目的を実現することです。教育基本法第1条ではその目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としています。

この目的を実現する施設として、公民館、図書館、博物館などの施設が設置されています。

また、戦前、行政からの介入で、戦争を進めるために教育が利用されたことへの反省から、「教育は、不当な支配に服することなく」行うことが明記され、教育は一般行政からも独立して行われることとされました。

したがって社会教育施設においては、住民であれば誰でも、思想信条の違い、経済的格差などに関わらず、強制されず自発的・自主的に、そして自由かつ平等に「学び・知る権利」を実現することが保障されなければなりません。

2 国の政策の中でゆがむ社会教育施設

この間、公共施設等総合管理計画の策定・進行や市場化・民営化の流れなどの中で、社会教育施設にも様々な変化が現れ、住民の「学び・知る権利」を保障することが困難となる状況がつくられています。

「公共施設等総合管理計画」では、多くの自治体で、将来的に面積の縮小、複合施設化及び指定管理者制度の導入など運営形態の見直しに言及しています。この計画の策定自体が住民の声を積み上げてできたものではないにもかかわらず、将来的に住民が利用できる社会教育施設を減少させていく方針を行政として決定したことになります。

「民営化・指定管理者制度の導入」では、社会教育施設が儲けの対象とされることで、低賃金・不安定・継続性のない職員が配置され、事業運営の内容自体が住民の学び・知る権利を保障する視点とはかけ離れてしまいます。

委託化・非正規化のもとで、正規職員は主に管理業務につくことを余儀なくされ、住民と直接に接することがなくなります。事業評価制度などで集客数の増加を求められるなど、「事業内容の変化」もまた、住民の学び・知る権利を保障する視点ではなくなっています。将来を見とおした社会教育の政策は、住民と直接接する中でつくりあげられるものですが、それも困難になっています。

「首長部局への移管」では、一般行政（市町村としての窓口業務）の比重が重くなり、社会教育に携われる時間が圧倒的に少なくなります。

社会教育を実施していくためには、専門的な知識と経験が不可欠です。「専門性を無視した配置・異動」は住民の学び・知る権利の後退につながります。

政治的中立性を理由として、市民の自由な活動に対し制限を加える事件が全国的に起きています。本来「表現の自由」を守るべき社会教育の現場での攻防も起こっています。

3 法的・組織的枠組みで教育の独立性を後退させる

法的・組織的枠組みの変更が行われ、一般行政から独立し、教育や社会教育の目的を達成することが困難になる状況がつくられてきています。

2006年12月22日に「改正」教育基本法が施行されました。目標として復古的な徳目を並べ立て、「不当な支配に服することはなく」の条文は残したものの、実質的に一般行政からの影響を受けることとなる枠組みをつくりました。また、2015年4月には、地教行法が「改正」され、教育長と教育委員長の一体化や総合教育会議の設置で、より教育委員会の独立性が危ぶまれる枠組みができています。

4 現場で頑張る職員と住民の支え

——学び・知る権利の保障実現をめざして——

富士見市の公民館では、設置条例の中に専門的教育職員を置くことを求めており、兼務者も少なく、専任・専門・正規の職員の配置を確保しています。その結果、地域住民とのつながりも強く、地域に根ざした公民館を実現しています。こういったところからは、委託化・指定管理者化の話は出てきません。

上尾市では、住民合意のない図書館の移転問題について、住民投票を実施するための署名運動を行い、住民投票条例を制定する直接請求を行いました。

また、来年度トップランナー方式のターゲットにされていた社会教育施設は対象から除外されました。関係者や各種団体からの声が情勢を変化させたのではないのでしょうか。

春日部市では、公民館職員が様々な圧力に屈せず、現政権を批判的内容の学習会のチラシを、各公民館で誰でも知ることができるよう置くようにし、住民の学習権を保障するという原則的な立場を貫いています。

社会教育施設は住民のものです。そして、学び・知る権利を保障するものです。

この権利を保障し実現するために、社会教育に携わる職員集団（委託労働者も含めて）が現場で起きていることを、憲法に保障された住民の学び・知る権利を保障するという点から見直し、どうしたらその権利が実現できるのかを考えることが必要です。まさしく自治研活動が必要です。

また、住民とともに学び・知る権利を実現するために、住民と一緒に考え、一緒に行動することが必要ではないのでしょうか。

職員と住民がともに考え、歩む中に「学び・知る権利」を保障し、地方自治を実現する道があると考えます。